

お 知 ら せ
(一 般 競 争)

平成15年 4月25日

財団法人2005年日本国際博覧会協会

『2005年日本国際博覧会 会場施設建設工事(海上地区)』に係る応募書類の提出について

標記工事について、競争見積に参加を希望する方を次のとおり募集します。

1. 工事の概要

(1) 工 事 名 2005年日本国際博覧会 会場施設建設工事(海上地区)

(2) 工 事 場 所 瀬戸市上之山町二丁目地内

(3) 工 事 内 容

イ. 施設建築工事

・展示施設	施設面積 約 3,000㎡
・管理・サービス施設(警備関連、トイレ等)	施設面積 約 5,200㎡
・飲食施設、物販施設(内装工事除く)	施設面積 約 600㎡
・デッキ	一 式
・ゲート関連施設	一 式
・その他施設(屋外休憩所等)	一 式
・上記施設に関する建築設備	一 式

ロ. 外構・植栽工事

一 式

ハ. 冷水供給施設工事

一 式

ニ. 電力施設工事

一 式

ホ. ガス施設工事

一 式

ヘ. 給排水施設工事

一 式

ト. 通信施設工事

一 式

(4) 工 期 契約締結の翌日から平成17年2月28日まで

(5) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事です。

(6) 本工事は見積時及び契約締結後に施工方法等のVE提案を受け付ける工事です。

2. 応募資格

応募は共同企業体としての応募に限ります。また、共同企業体は次のすべての条件を満たす必要があります。

(1) 共同企業体の条件

構成員の数は3社とする。(構成は代表となる構成員、第2構成員、第3構成員とする)

(2) 共同企業体の代表となる構成員の条件

財団法人2005年日本国際博覧会協会の一般競争(指名競争)参加資格のうち建築工事の認定を受けている方で評点が1,470点以上の方。

元請として、平成4年4月1日から応募書類の提出期限までに完成・引き渡された次に掲げる同種工事の施工実績を有すること。(共同企業体の構成員としての実績は、共同企業体の代表者としての実績に限るものとします。)

- ・同種工事 同一現場内においての、延床面積5,000㎡以上の博覧会施設、展示施設又は複合商業施設の建築工事

次の全ての基準を満たす者を現場代理人として工期中専任で配置できること。

イ 建設業法による1級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有し、かつ建築工事業に関する

監理技術者資格者証を有する技術者

□ 上記の施工実績に掲げる同種工事の施工経験を有する技術者

に掲げる以外に管工事及び電気工事について、別に定める資格及び経験を持つ者を現場に配置できること。

(3)共同企業体の代表となる構成員以外の構成員としての条件

第2構成員

イ 財団法人2005年日本国際博覧会協会の一般競争(指名競争)参加資格のうち建築工事の認定を受けている方で評点が1,350点以上で1,469点以下の方。

□ 元請として、平成4年4月1日から応募書類の提出期限までに完成・引き渡された次に掲げる同種工事の施工実績を有すること。(共同企業体の構成員としての実績は、共同企業体の代表者としての実績に限るものとします。)

・同種工事 同一現場内においての、延床面積3,000㎡以上の建築工事

第3構成員

イ 愛知県内に建設業法に基づく主たる営業所があり、かつ財団法人2005年日本国際博覧会協会の一般競争(指名競争)参加資格のうち建築工事の認定を受けている方で、その評点が1,030点以上で1,349点未満の方。

□ 元請として、平成4年4月1日から応募書類の提出期限までに完成・引き渡された次に掲げる同種工事の施工実績を有すること。(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものとします。)

・同種工事 同一現場内においての、延床面積2,000㎡以上の建築工事

(4)共同企業体の全ての構成員としての条件

成年被後見人、被補佐人若しくは被補助人又は破産者で復権を得ない者でないこと。

2以上の共同企業体の構成員として重複参加しないこと。

(5)共同企業体への出資比率

共同企業体の各構成員の出資比率は次のとおりとする。

代表となる構成員については出資比率を50%以上とする。

第2及び第3構成員については出資比率を各々15%以上とする。

(6)ただし、本協会発注済の

2005年日本国際博覧会会場施設建設工事(工区)

2005年日本国際博覧会会場施設建設工事(工区)

2005年日本国際博覧会会場施設建設工事(工区)

を請け負ったJV(代表者及び構成員)においては工事に応募することはできない。

3. 応募書類の作成及び提出に係る事項

(1) 応募書類作成要領入手方法

応募書類作成要領は次の場所において無償で配付します。なお、郵送、FAXでの配付はいたしません。

配布窓口： 財団法人2005年日本国際博覧会協会 調達グループ 契約チーム

〒450-0002 名古屋市中村区名駅三丁目15-1 名古屋ダイヤビルディング2号館4階

電話 052-569-2079(直通)

配布期間： 平成15年4月25日(金)～平成15年5月12日(月) 午前10時～午後5時までとします。

(土曜日、日曜日は除く。)

(2) 応募書類の作成及び提出方法

応募書類作成要領に示す様式及び留意事項に基づき作成し下記の受付場所へ期限までに持参してください。

提出部数は1部です。

なお、郵送又はFAXでの提出は受けません。

提出場所： 上記(1)の配布窓口と同じ

提出期限： 平成15年5月13日(火) 午後3時までとします。(土曜日、日曜日は除く。)

(3) 応募書類作成に用いる言語、通貨及び単位

日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に定める計量単位

4. 競争参加資格の確認

提出された応募書類について2.の応募資格を満たしているかの確認を行い、応募資格が有ると認められた方(以下「競争参加者」という。)には3.(2)の提出期限から概ね10日以内に「見積依頼書」を送付します。また、応募資格が無いと認められた方についてもその旨通知します。

5. 見積書及び見積内訳書の提出

競争参加者には、当協会が別途指定する期日までに見積書及び見積内訳書を提出していただきます。

6. VE (Value Engineering) 提案

(1) 見積時

VE提案を5.の見積書及び見積内訳書の提出と同時に受け付けます。提出されたVE提案については当協会での採否を審査し、採用された場合においては見積書に記載された価格から当該提案による効果金額を減じたものを見積価格とします。

(2) 契約後

契約締結後、請負者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができます。

提案が適正と認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められた場合には請負代金額の変更を行うものとします。

7. 契約相手方の決定方法及び契約方法

予定価格以下で最も低額な見積書を提出した方を契約交渉の相手方とします。契約金額その他契約条件について交渉し、合意すればその内容にて契約を締結します。

なお、合意に至らない場合には、次に低額な見積書を提出した方と交渉を行います。

また、見積金額が近似している方が複数ある場合には、その複数者で再度の見積合わせを行う場合もあります。

8. その他

(1) 配置予定監理技術者等の確認

契約締結後、CORINS等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがあります。なお、この場合において種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、応募書類の差し替えは認められません。

(2) 提出された応募書類は、返却しません。

(3) 応募書類の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とします。

(4) 提出された応募書類は、提出者に無断で使用することはありません。

(5) 応募書類作成に関する問合せ先及び問合せ時間

問い合わせ先: 財団法人2005年日本国際博覧会協会 調達グループ 契約チーム

〒450-0002 名古屋市中村区名駅三丁目15-1

名古屋ダイヤビルディング2号館

電話 052-569-2079 (直通)

問い合わせ時間: 応募書類提出期限の前日までの午前10時~午後4時までとします。(土曜日、日曜日は除く。)